

とっとり発！6次産業化総合支援事業（農家に取り組む6次産業化推進事業）

事業の目的

自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化（農商工連携）に取り組む農林漁業者等を支援する。

対象者

農林漁業者、農業を営む法人、任意組織（規約を有すること）、農漁協



支援の内容

6次産業化や農商工連携の取組みに必要な経費を支援する。

- ①販路開拓のように6次産業化等の推進に必要な経費（ソフト）
 - ②生産、加工等に必要な施設、機械整備（3万円以上のもの）の経費（ハード）
- ※畜産、水産の生産経費は対象外

補助金額・補助率

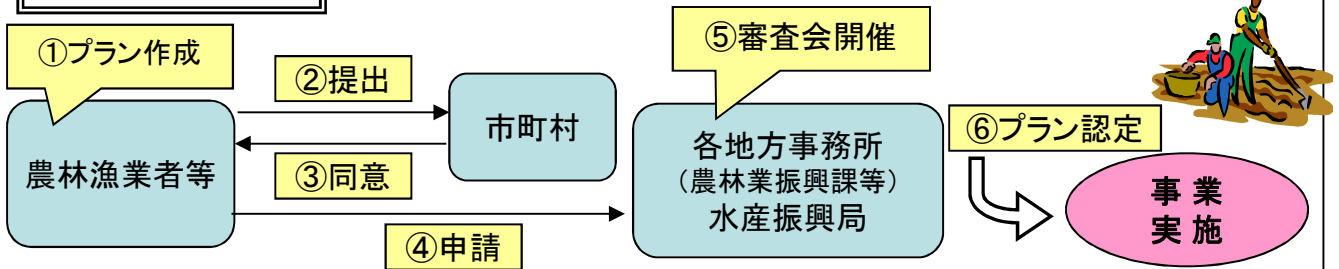
【補助率】事業費の1/2を補助する。（県1/3、市町村1/6）

【単年度補助上限額】 農林漁業者（個人） 3,000千円 農業を営む法人 7,000千円
任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円

主な要件

- ①自ら農林漁業経営を行っていること
- ②自ら生産だけでなく加工もしくは商品の販売を行っていること（又はプラン期間中に行う予定であること）
- ③事業で扱う農林水産物は原則事業実施主体が50%以上生産すること（又はプラン期間中に行う予定であること）
- ④次のいずれかに該当すること
（水産以外）○認定農業者○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並
（水産） ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組
○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7836
	農林水産部東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

とっとり発！6次産業化総合支援事業（農商工連携施設整備事業）

事業の目的

農林漁業者と連携した（農商工連携）、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援する。

対象者

農林漁業者と連携する食品加工業者等



支援の内容

農林漁業者と連携した食品加工等に必要な施設・機械整備の経費を支援します（3万円以上のもの）

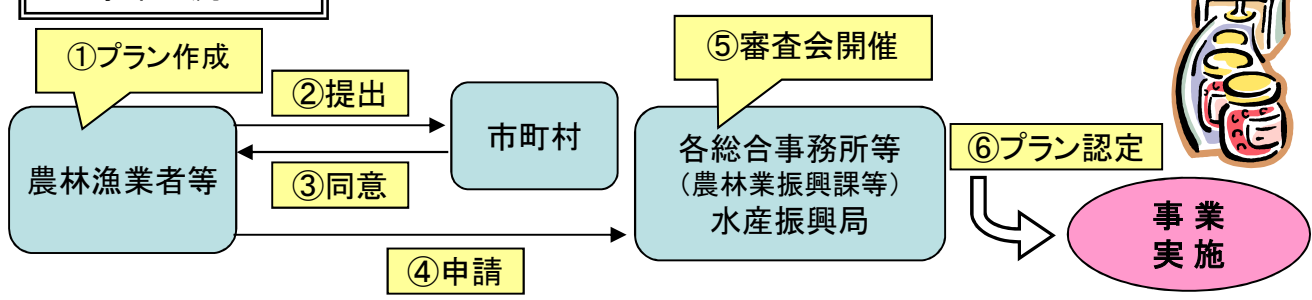
補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/3を補助する。（県1/3）
【単年度補助上限額】 7,000千円

主な要件

- ①補助金交付申請までに、原材料となる連携農林水産物^(注)について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する（水産物は除く）。
 - ②プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める（水産物にあっては、県内の産地市場を経由したものを含む）
- （注）農商工連携によって開発する商品の原材料であって、重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有する農林水産物

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7836
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

おいしい鳥取PR推進事業

事業の目的

販路開拓・消費拡大のための以下のような取組みに対して支援する。

- 海外の見本市、商談会、フェア参加等による販路開拓
- 小売店における1月以上のテスト販売や複数回の試食販売による販路の定着化
- 県外での販路開拓、消費者等と産地交流を行うツアーの開催などによる国内販路開拓
- 県内の伝統的な加工食品の新商品開発、新商品・新技術の企業化

対象者

- (1)農林漁業団体(ただし、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金の交付対象団体を除く)
- (2)農業法人、農林漁業団体等で構成する任意組織
- (3)従業員が20人以下の食品加工製造事業者、伝統的な加工食品を製造する事業者

支援の内容

販路開拓・消費拡大のための取組みに要する次の経費を補助する。(同一内容の取組みについては、初めて本補助金の交付を受けた年度から3年度以内の事業に限る)

- ①【海外販路開拓】本県産農林水産物、加工食品の輸出促進のために行う活動(展示会、商談会、フェア出展、テスト輸出、バイヤーの招聘、パッケージ改良等)に要する経費〔旅費、輸送費、広報費、会場借上料・装飾費など〕
- ②【国内販路定着化】県外の小売店と連携して行う1月以上のテスト販売に要する経費又は同一店舗で年4回以上の試食販売に要する経費〔旅費、輸送費、広報費、会場装飾費など〕
- ③【国内販路開拓】県外の小売店等での試食販売、展示会の開催、見本市への参加、消費者等との産地交流を行うツアーの開催など国内における販路開拓に要する経費〔旅費、輸送費、広報費、会場装飾費、バス借り上げ代、農林水産物代、食事代、保険代、消耗品費、使用料、打合せ経費など〕※ただし、食品加工製造事業者は対象外
- ④【新商品開発能力育成等】県内の伝統的な加工食品に係る商品化のための開発設計、設備の運転研究、試作・改良、新商品・新技術のデザイン等の改良に要する経費〔旅費、原材料費、機械装置又は工具器具購入費、デザイン料など〕※県内の伝統的な加工食品を製造する事業者のみ補助対象

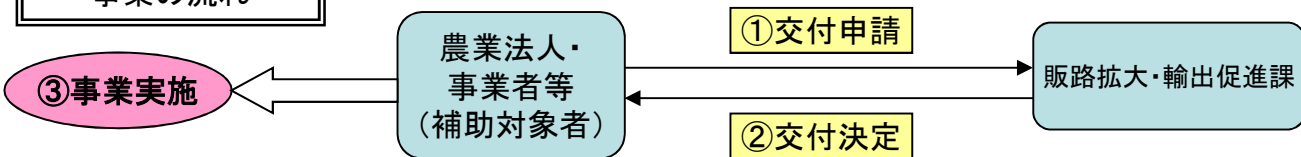
補助金額・補助率

【補助率】経費の1/2を補助する。

【単年度補助上限額】

- | | |
|---------------|--|
| ○海外販路開拓事業 | ・4社・団体以上の組織・グループ等の場合:上限2,000千円
・3社・団体以下の組織・グループ等又は1社の場合:上限1,000千円 |
| ○国内販路定着化事業 | ・4社・団体以上の組織・グループ等の場合:上限400千円
・3社・団体以下の組織・グループ等又は1社の場合:上限200千円 |
| ○国内販路開拓事業 | ・4社・団体以上の組織・グループ等の場合:上限300千円
・3社・団体以下の組織・グループ等又は1社の場合:上限150千円 |
| ○新商品開発能力育成等事業 | ・4社・団体以上の組織・グループ等の場合:上限1,000千円
・3社・団体以下の組織・グループ等又は1社の場合:上限500千円 |

事業の流れ



担当部署電話番号

市場開拓局販路拡大・輸出促進課 大村・西谷・田中(之) 電話 0857-26-7963・7767

鳥取県食品加工施設整備補助金

事業の目的

県内に不足する農産物加工施設を新・増設する企業に対して、加工施設新・増設に必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成することで、県内食品加工業におけるバリューチェーン（付加価値連鎖）の構築を促し、もって地域農産物の生産振興、地域経済の活性化を図ることを目的とする制度です。

対象者

次の要件をすべて満たす企業

- (1)鳥取県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業であること
- (2)新・増設する加工施設・機械設備は鳥取県内に整備すること
- (3)新・増設する加工施設・機械設備について次のいずれかを事業計画終了時において達成していること
 - ①加工原料である農産物について仕入れ金額の30%以上を県内産とすること
 - ②県内に事業所を有する事業者からの受託生産額割合を30%以上とすること
- (4)事業計画期間中に新・増設に係る加工施設について30,000千円以上の補助事業に関する投資をすること
- (5)事業計画終了時において補助事業に係る従業員を1人以上新規雇用すること
- (6)県内に不足している以下の加工形態を行う施設であること

①洗浄、皮むき、カット型	②冷凍、そうざい型	③粉末、乾燥型	④搾汁、糖加型
⑤飲料型 ※ただし、清酒生産は除く	⑥酢醸造型	⑦エキス抽出型	⑧包装、パック、ボトリング型

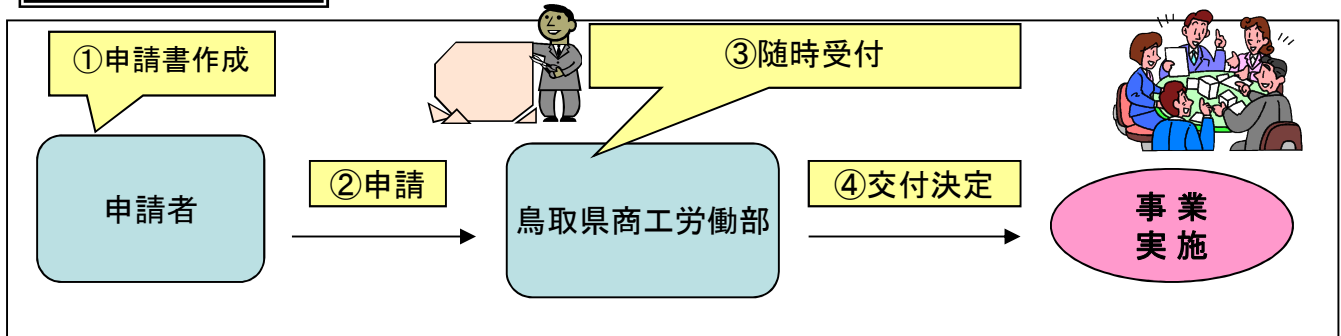
支援の内容

農産物加工に係る施設・機械整備費の補助（水産加工、畜産加工に係るものは除く）

補助金額・補助率

補助率	補助対象経費の1/3以内
補助限度額	35,000千円
事業期間	36月以内

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836

鳥取県農商工連携促進ファンド事業

事業の目的

農林漁業者と中小企業者等が連携して行う新製品・新技術の研究開発、販路開拓等に要する経費の一部を助成します。

対象者



- (1) 中小企業者と農林漁業者との連携体
- (2) 自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体
- (3) 連携体を支援する事業を行う県内の農業協同組合、畜産協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工団体、産業振興機構、鳥取県産業技術センター、NPO等

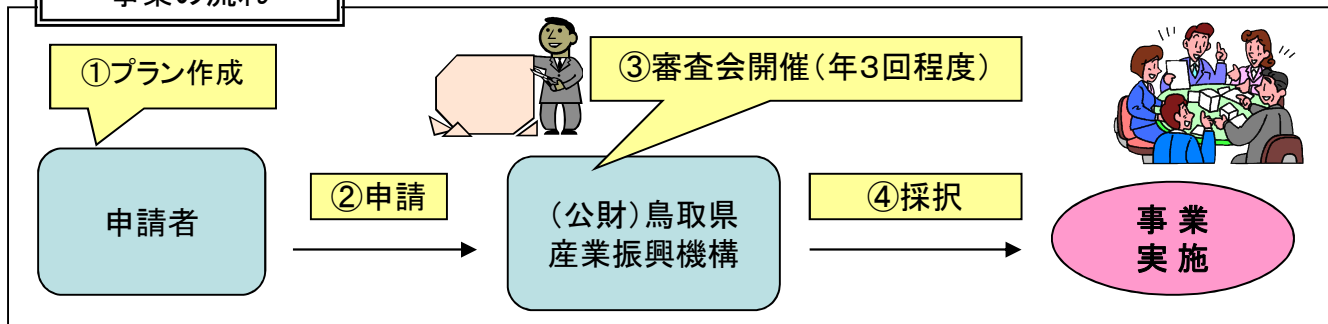
支援の内容

事業名	取組内容
農商工連携事業	連携体が、互いの経営資源を活用し、それぞれが工夫を凝らして行う事業であって、新商品又は新サービスの開発、農林水産業の生産現場における生産効率(技術)向上・改善のためのシステムづくり及び当該新商品又は新サービスの販路拡大等を目的とした取組
農商工連携支援事業	展示会・見本市への出展、セミナー開催等、連携体の事業化の促進を目的とした取組(複数の連携体の取組を支援対象とする事業に限る)。

補助金額・補助率

区分	農商工連携事業	農商工連携支援事業
助成対象者	中小企業者等と農林漁業者の連携体	連携体の活動を支援する者
助成率	助成対象経費の2/3以内	助成対象経費の10/10以内
助成限度額	6,000千円	3,000千円
事業期間	36月以内	12月以内

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836

農商工連携研究開発支援事業

事業の目的

農林漁業者と中小企業者等が行う研究開発に必要な基礎的調査(試験栽培を含む)・情報収集・開発検討に要する経費の一部を助成します。

対象者

- (1) 中小企業者と農林漁業者との連携体、又は連携体を構成する意志のあるグループ
- (2) 自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体、又は連携体を構成する意志のあるグループ

支援の内容

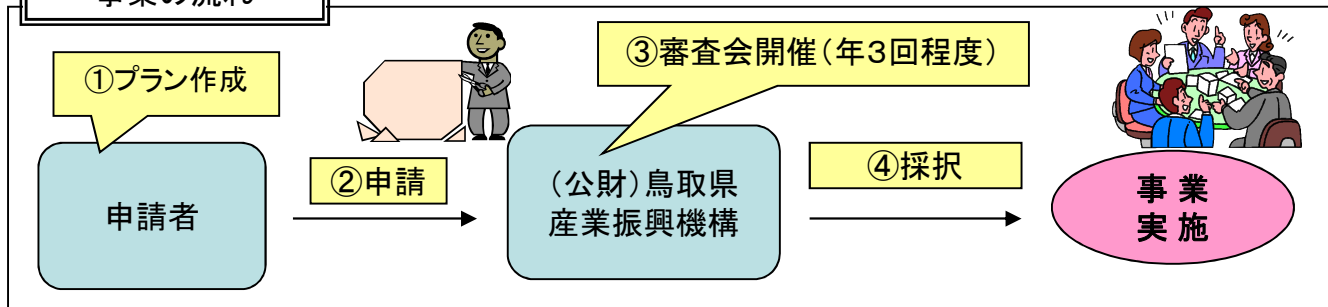
農商工連携を行うために必要な基礎的調査、情報収集、開発検討

対象経費区分	内 容
1. 外部専門家(謝金・旅費)	助成事業者自らが、技術的ノウハウを得る為の外部専門家を受け入れる際に必要な経費(指導者への旅費、謝金)
2. 特許等調査	事業取組み以前に特許等の他社申請状況を調査する為に必要な経費
3. 会場借料	会議を開催するにあたり必要な会場借料および茶菓代
4. 先進地調査・市場調査	先進地調査・市場調査(国内に限る)に必要な旅費および宿泊費
5. 原材料費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、原材料・副資材の購入費
6. 機器・設備利用費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、機器・設備の借用及び外部施設等の利用に係る経費
7. 委託費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、事業の一部の委託に要する経費
8. 雑費	基礎的調査・情報収集・開発・検討に付随的に支出する、専門書購入費および切手代、その他研究開発をする為に必要と認められる経費

補助金額・補助率

助成限度額:600千円 助成率:2/3以内 事業期間:12月以内

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電 話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836

次世代・地域資源産業育成事業

事業の目的

本県に固有で特徴のある地域資源や次世代産業の研究シーズ等を活用した新製品・新技術の研究開発、販路開拓等を行う中小企業者等に対し、助成金を交付します。

対象者

中小企業者、NPO法人、農事組合法人等

支援の内容

助成対象事業の内容は、次のいずれかを活用した製品及び技術の研究開発又は販路開拓等とします。

(1) 次世代産業育成事業

液晶関連、機能的食品、自然エネルギー利用、バイオ等の分野で大学等の研究シーズ及び共同研究の成果を生かし、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、食料品産業等の既存産業から発展する製品及び技術であって、相当程度の高い市場性が見込まれるもの

(2) 地域資源活用事業

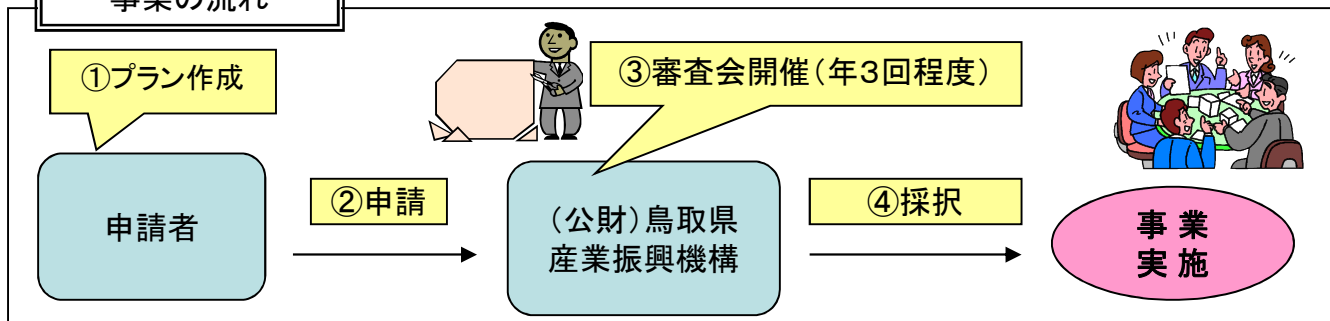
- ア 農林水産品等 地域の特産物として認識されている農林水産物及び鉱工業品
- イ 産地技術 アに掲げる鉱工業品の生産に係る技術
- ウ 観光資源 県内にある文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として認識されているもの



補助金額・補助率

区分	次世代産業育成事業	地域資源活用事業
助成率	補助対象経費の2/3以内	補助対象経費の2/3以内
助成額	限度額20,000千円	限度額6,000千円
補助対象期間	24ヵ月以内	24ヵ月以内
その他	対象経費のうち「共同研究費」については、対象経費総額の5割を下回る場合に限りに、上記の限度額とは別に助成率10/10、5,000千円/12月を限度として助成。	

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
商工労働部経済産業総室産業振興室	0857-26-7242

鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業

事業の目的

有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産、販売並びに消費者交流などに積極的に取り組む実践農家に対し支援する。

対象者

有機JAS認定事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者

支援の内容

有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産、販売並びに消費者交流などの取組に必要な経費を支援する。

- ①有機的管理で使用する機器購入費(ハード)
- ②イベントなどでの消費者交流及び市場調査を行うために必要な経費等(ソフト)

補助金額・補助率

- 【補助率及び補助上限額】
- ①事業費の1/3以内(県1/3)。ただし、総額補助上限30万円
 - ②事業費の1/2以内(県1/2)。ただし、補助上限10万円

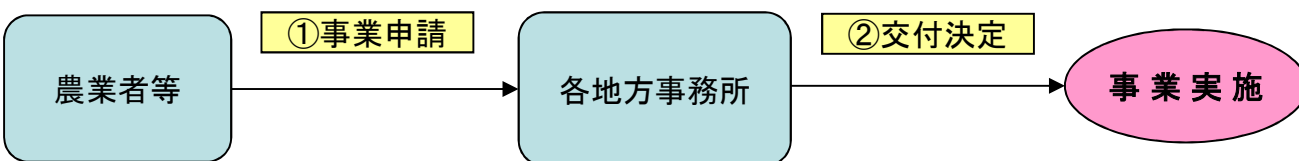
主な要件

次のいずれかの認定・認証を受けていること

- ①有機JASに係る登録認定機関から有機農産物生産行程管理者等の認定
- ②鳥取県特別栽培農産物認証制度での認証



事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7649
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

環境保全型農業直接支援対策事業

事業の目的

化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者等の取組面積に対し、直接支援する。

対象者



販売を目的として生産を行う農業者(法人を含む)、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ

支援の内容

化学肥料・農薬を5割以上低減した栽培を実施した上で、以下の取組を行う農業者を支援する。

- カバークロップの作付
- 有機農業の取組
- ※堆肥の施用
- リビングマルチ・草生栽培の実施
- 冬期湛水管理
- (※)「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」を指す。

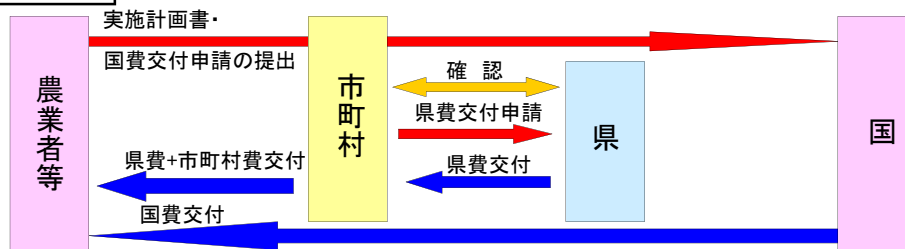
補助金額・補助率

- カバークロップの作付 8,000円/10a
- 堆肥の施用 4,400円/10a
- リビングマルチ・草生栽培の実施 8,000円/10a
- ※有機農業の取組 8,000円/10a
- (※)ただし、そば等雑穀、飼料作物は3,000円/10a
- 冬期湛水管理 8,000円/10a
- ★ 補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

主な要件

- エコファーマー認定を受けていること。
※ 有機農業に取り組む販売農家及び共同販売経理を行う集落営農組織が取り組む場合、エコファーマー以外でも対象農家となる特例措置がある。
- 農業環境規範に基づく点検を行っていること。

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3574
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668

飼料用米集出荷対策支援事業

事業の目的

米の生産数量目標の減少等により、大幅な作付増が見込まれる飼料用米について、効率的な集出荷体制を整備するための共同乾燥調製施設の改修等を支援する。

対象者

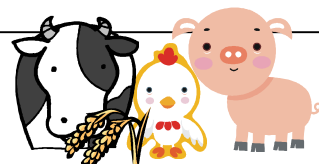
JA

支援の内容

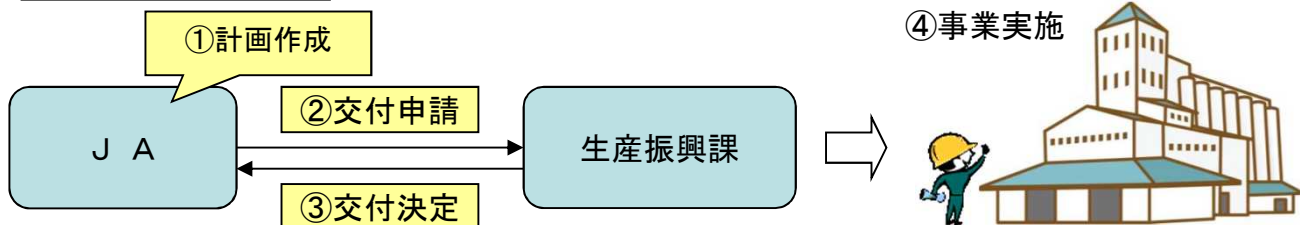
飼料用米の集出荷を行うカントリーエレベーター等に、効率的な集出荷を行うために必要な選別機迂回ラインの設置等の改修経費の一部を助成する。

補助金額・補助率

【補助率】 事業費の1/2以内を補助する（県1/2以内）



事業の流れ



その他

国庫事業の活用が可能な場合は優先的に活用する。

担当部所

電話番号

所 属

電 話

農林水産部農業振興戦略監生産振興課

0857-26-7280

強い農業づくり交付金(共同利用集出荷施設整備事業)

事業の目的

農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化を推進するため、共同利用施設整備を行うJA等に支援する。

対象者

市町村、JA連合会、JA等

支援の内容

農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化を図るため、共同利用施設整備に必要な経費を支援する。

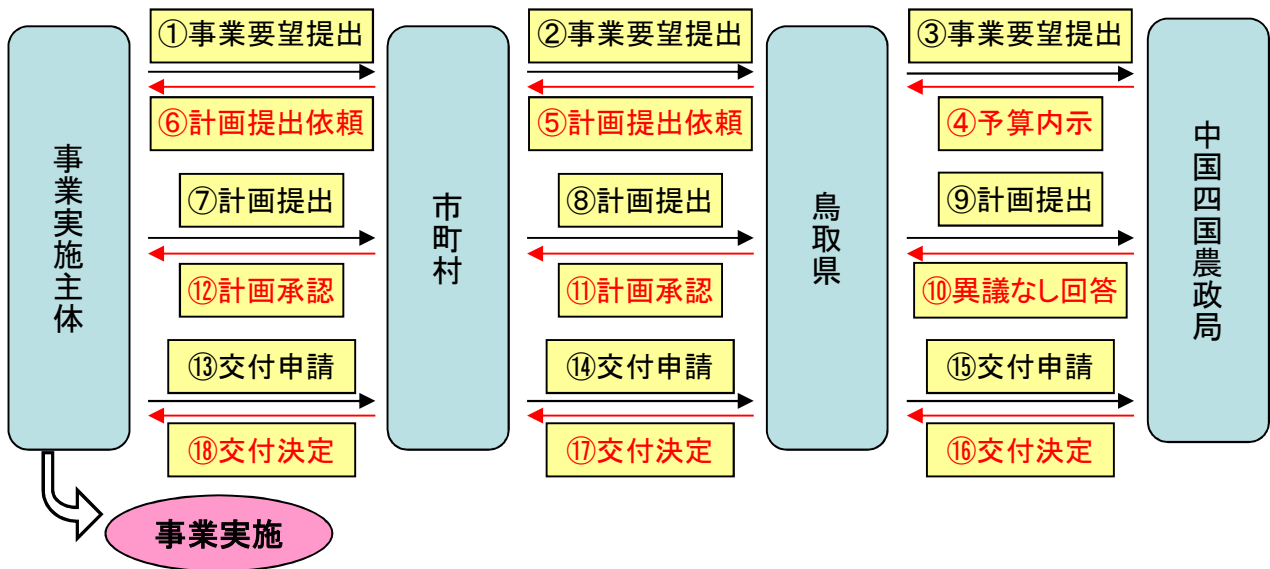
例: 穀類乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設 等



補助金額・補助率

【補助率】 事業費の1/2以内を補助する (国1/2以内)

事業の主な流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫事業)

事業の目的

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

対象者

市町村、農林業関係団体(JA、農業共済、森林組合、漁業協同組合)、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される協議会

支援の内容

○推進事業(ソフト)

発信器を活用した生息調査、捕獲機材の導入、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援等

○整備事業(ハード)

侵入防止柵の整備、捕獲鳥獣の処理加工施設・焼却施設、射撃場の整備



補助金額・補助率

○推進事業 1/2以内

※但し、1/2補助の適用で緩衝帯整備等を行う場合は、県・市町村が嵩上げ(各1/4負担)を行うため地元負担はなし

○整備事業 1/2又は55/100以内(5法指定地域)

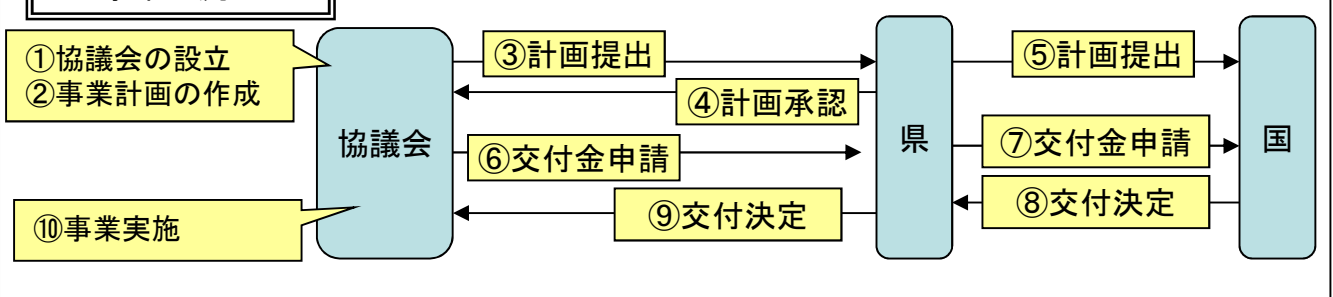
※侵入防止柵の設置を自力で行う場合は資材費相当分を定額補助

主な要件

○推進・整備事業共通 協議会を構成する市町村が策定する被害防止計画に基づく取組

○整備事業 受益戸数が3戸以上、費用対効果が1.0以上、使用する資材の耐用年数が5年以上

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	農林水産部鳥獣対策センター	0858-72-3821
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554
	東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3821(鳥獣対策センター)
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金

事業の目的

野生鳥獣による農林水産物等への被害を減少させるため、侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲等を支援する。

対象者

市町村、JA等(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、2戸以上の農業者等で組織する任意の組織、認定農業者)、市町村やJA及び猟友会等で構成する地域協議会

支援の内容

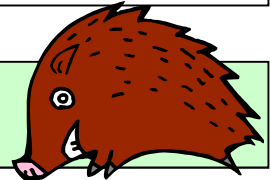
- 侵入を防ぐ対策: 侵入防止柵等の設置、追い払い用具の導入
- 個体数を減らす対策: 有害鳥獣の捕獲に係る活動費、捕獲従事者の養成に係る経費、捕獲奨励金
- 周辺環境を改善する対策: 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う緩衝帯等の設置

補助金額・補助率

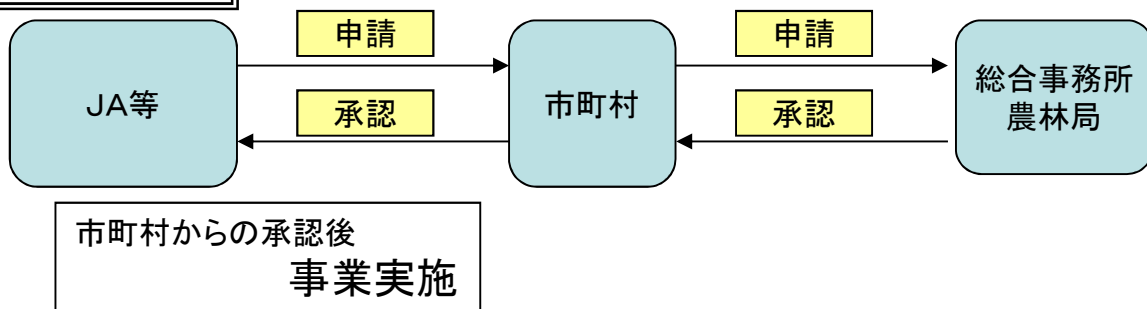
【補助率】事業費の2/3を補助する。(県1/3、市町村1/3)
 ※捕獲奨励金については、市町村が負担する経費の1/2を県が補助
 (県補助上限単価)イノシシ・シカ(猟期外)・アライグマ: 5千円、シカ(猟期): 2.5千円
 ヌートリア: 1.5千円
 ※緩衝帯の設置等については、補助率は1/2を補助する。(県1/4、市町村1/4)

主な要件

受益農家等が2戸以上の取組



事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	農林水産部鳥獣対策センター	0858-72-3821
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554
	東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3821(鳥獣対策センター)
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

果樹等経営安定資金利子助成事業

事業の目的

災害、市場価格低落又は原油価格高騰時の再生産資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させる。

対象者

果樹、野菜、花き類及び工芸作物(そば)を栽培し、災害、市場価格低落又は原油価格高騰による影響を受けた農家。



支援の内容

災害、市場価格低落又は原油価格高騰時にJA等が貸し出す経営安定資金の利子を助成する。

補助率

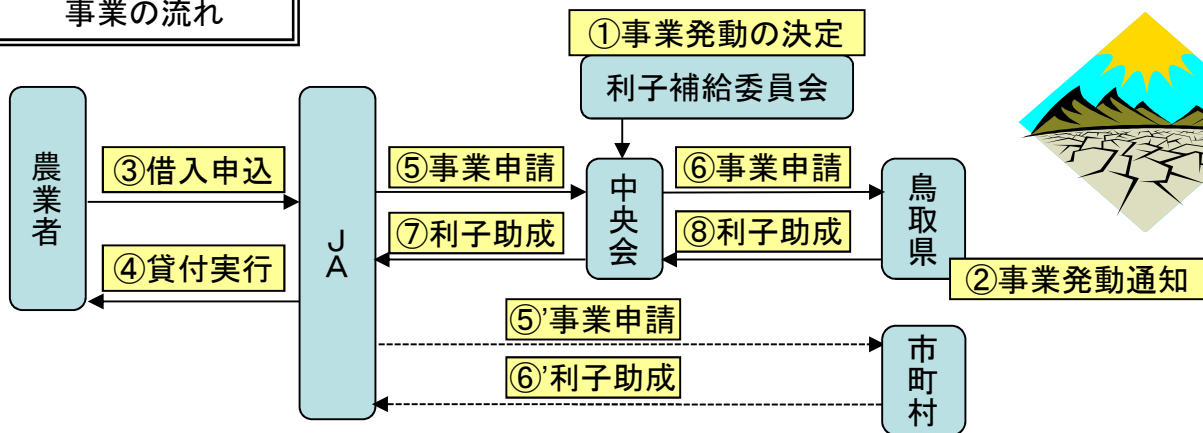
【補助率】 県1/3+JA2/3

ただし、JAと市町村の協議により、市町村が負担を了承した場合、その負担率に応じてJAの負担率を少なくする。

主な要件

区分	災害時対応	価格低落時対応	原油価格高騰時対応
発動要件	気象災害等により収量が減少した場合(原則として、天災資金等を優先)	出荷期間中に平均価格が損益分岐点を下回った場合	原油価格の高騰により生産資材の調達が困難となった場合
対象品目	果樹、野菜、花き類及び工芸作物(ソバに限る)		
利子補給期間	3年以内、末端金利0%		
融資基準額	各品目において再生産に要する額の8割相当額 原油価格高騰においては、1戸あたり100万円が上限		
融資機関	各JAまたはJA鳥取信連		
融資対象	・原則として天災資金等の対象とならない農家、またはその上限を超えて融資が必要な場合や、天災資金等が発動するまでのつなぎ融資が必要な場合。		
特記事項	適用災害や品目等の融資基準、融資時期は利子補給運営委員会でその都度決定。		

事業の流れ



担当部所電話番号

鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課 0857-26-7414、JA鳥取県中央会 0857-21-2607

農地・農業用施設災害復旧事業

事業の目的

暴風、豪雨、高潮、地震などにより被災した農地や農業用施設を原形に復旧します。

対象となる施設

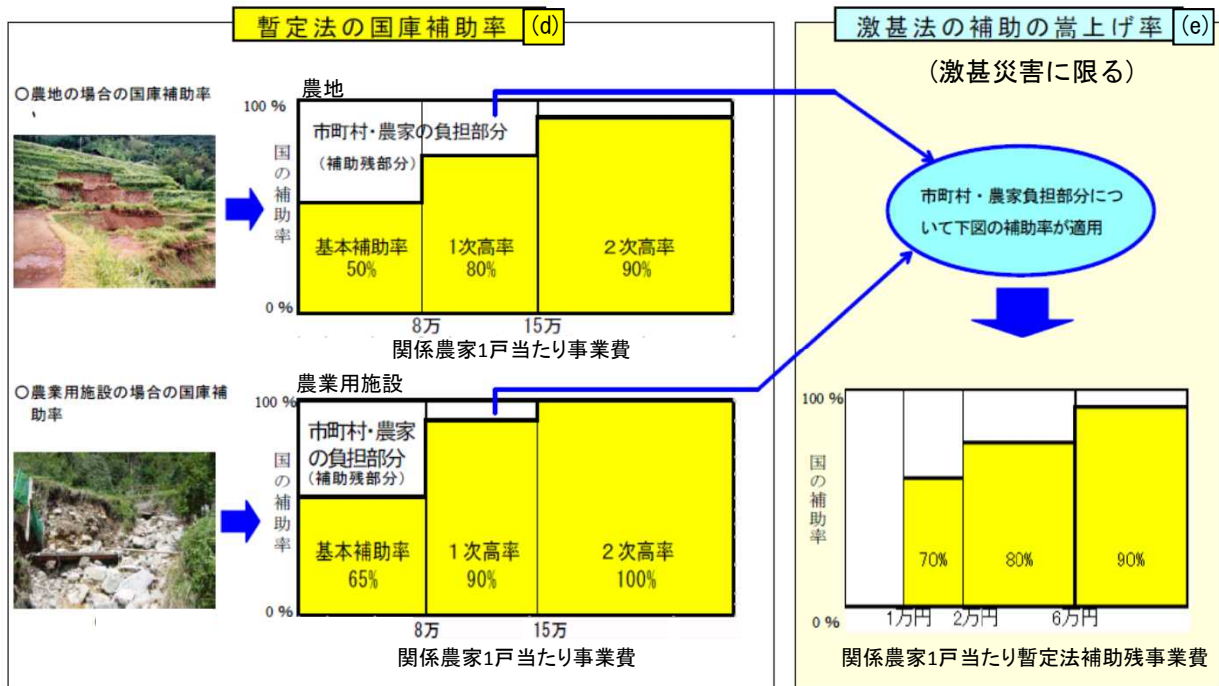
- 農地とは耕作の目的に供される土地をいい、現に肥培管理を行っているもの、及び耕作しようすれば直ちに農地として使用できる休耕地等を対象とします。
- 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい排水施設、農業用道路並びに農地または農作物の災害を防止するため必要な施設を指します。

対象となる災害原因

- 雨量・・・最大24時間雨量80mm以上又は時間雨量は20mm以上
- 風速・・・最大風速15m/sec以上
- 洪水・・・その地点の水位が警戒水位以上。
- 地震・・・特に震度を定めていません。
- 融雪出水・・・気温の急上昇による雪解けによる出水。

国庫補助

- 国庫補助の対象となる災害復旧事業は、1箇所の仕事の費用が40万円以上です。
- 農業用施設は、受益戸数が2戸以上あることが国庫補助の条件です。
- 基本補助率は、農地：50%、農業用施設：65%です。
- 関係農家1戸当たりの事業費が多くなれば補助率の嵩上げがあります。
- 激甚災害に指定された場合は、上記の嵩上げ後の補助残の事業費（市町村・農家の負担分）に応じてさらに補助率の嵩上げがあります。
- 農道や水路などの機能確保のための仮設的な工事は、事業主体の判断で応急仮工事が実施できます。実施1箇所当たり20万円以上で仮工事を除く事業費が40万円以上が国庫補助の対象となります。
- 災害復旧事業の要件に該当するもので、農道や水路の機能確保のために緊急に災害復旧工事の一部又は全部に着工したい場合は、農政局の承認を得て査定の前に着工（応急本工事）をすることもできます。



連絡先

農林水産部農地・水保全課	0857-26-7325	中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570	西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9663

耕作放棄地再生推進事業

事業の目的

国の「耕作放棄地再生利用緊急対策」を活用した耕作放棄地解消の取組等に対し、県と市町村とで助成することにより取組主体の負担を軽減し、県内の耕作放棄地の早期解消を推進する。

対象者

地域耕作放棄地対策協議会、農業者、農業者等の組織する団体、農地中間管理機構等

支援の内容

①再生作業に対する支援

- ・事業費から国交付金を差し引いた部分を市町村が負担する場合、市町村費と同額を助成。
- ・国事業の対象とならない軽微な再生についても、事業費を市町村が負担する場合、市町村費と同額を助成。

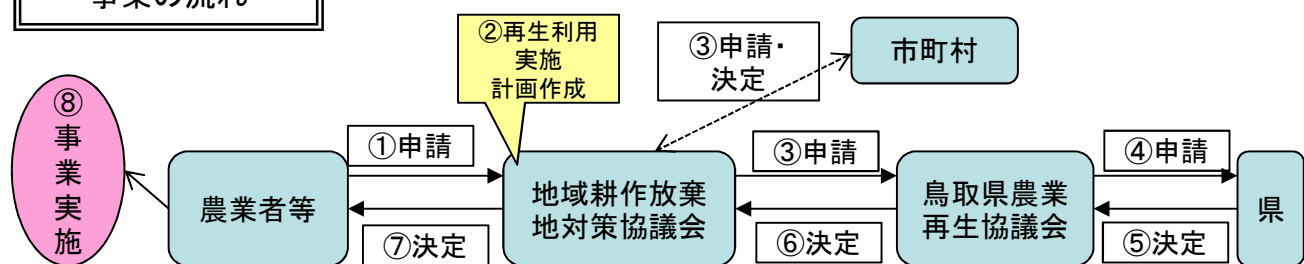
②施設等補完整備に対する支援

1ヶ所当たり事業費が200万円未満の基盤整備等について、事業費から国交付金を差し引いた部分を市町村が負担する場合、市町村費と同額を助成。

主な要件

- ①地域耕作放棄地対策協議会が再生利用実施計画を定めていること。
- ②土地所有者に代わり耕作する者が確保され(見込みを含む)、再生作業を行う年度から起算して5年間以上の耕作が見込まれること。
- ③再生を行う耕作放棄地が農振農用地区域内の農地であること(市民農園、教育ファームの整備は、農用地区域外も支援対象)

事業の流れ



	所 属	電 話
担当部所	農林水産部経営支援課	0857-26-7685
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3557
	〃 〃 八頭事務所農業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3162
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	〃 〃 日野振興センター 日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

農地を守る直接支払事業

事業の目的

平地と比べ農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産条件の不利性を是正するため協定農用地面積に応じて助成する。

対象者

市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続けることを約束した集落の農業者等



支援の内容

特定農山村法や山村振興法等の法律で指定された地域や知事が特に指定する地域について、農用地の農地区分や傾斜に応じて交付金を交付する。

補助金額・補助率

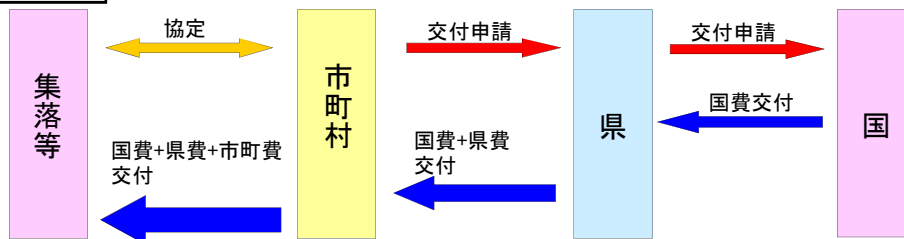
	10a当たり交付単価(円)		★補助率 国1/2 県1/4 市町1/4 特認地域は全て1/3
	急傾斜	緩傾斜	
田	21,000	8,000	
畑	11,500	3,500	
採草放牧地	1,000	300	

- ① 農業生産活動を継続するための基礎的な活動(上記単価の8割を交付)
例:耕作放棄の防止、水路、農道等の管理、周辺林地の管理等
- ② ①に加えて将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組(上記単価の10割を交付)
例:機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農作物等の加工販売等

主な要件

「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内の農用地で、傾斜基準等を満足する農用地が1ha以上まとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上。

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668

畜産飼料増産対策事業

○事業の目的

飼料高騰に対応するため、自給飼料生産に必要な機械等への支援および生産コスト・労力軽減のための和牛放牧の推進を図り、畜産経営の安定を目指す。

○支援の内容と事業対象

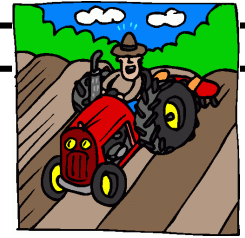
①自給飼料増産緊急支援事業

事業実施主体：全国農業協同組合連合会鳥取県本部
大山乳業農業協同組合

一般社団法人鳥取県配合飼料価格安定基金協会

事業内容：畜産収益力向上緊急支援リース事業により自給飼料機械の整備を強化する農家等の負担を軽減する。

負担割合：国1/3、県1/6、機械借受者1/2



②和牛放牧拡大支援事業

事業実施主体：農業団体、生産者集団等

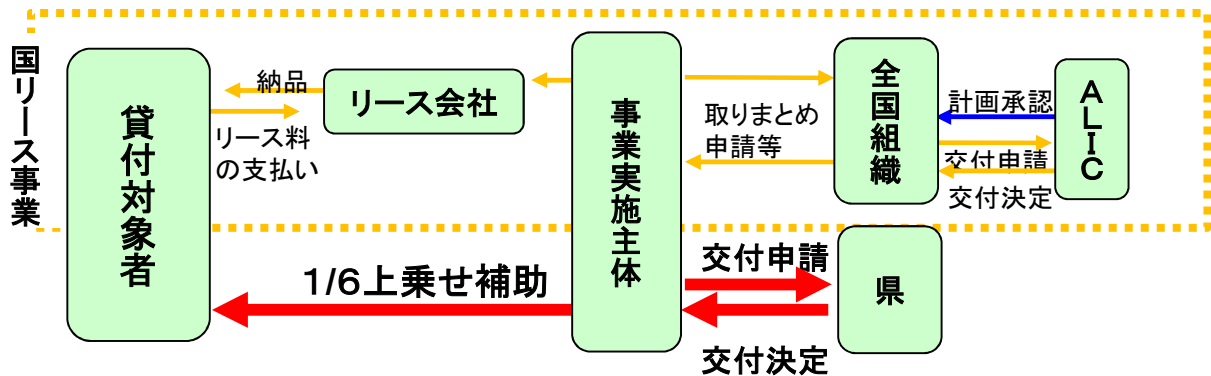
事業内容：耕作放棄地等で和牛放牧を実施するための電気牧柵機器整備等への助成。

補助率：県1/3（事業費上限500千円/1カ所）

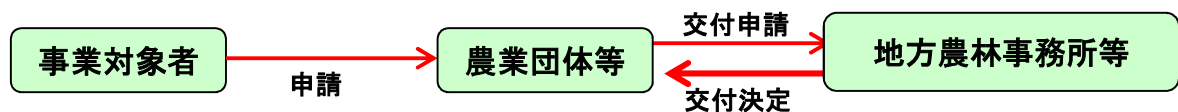


○事業の流れ

①自給飼料増産緊急支援事業



②和牛放牧拡大支援事業



☎ 問い合わせ先 ☎

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7291

持続的酪農経営支援事業

○事業の目的

酪農経営の農地の保全や地域活性化の機能を生かすために環境負荷軽減に配慮した経営へと転換し、将来にわたり、安定的に継続できる経営を目指す。

○事業対象

酪農家等



○支援の内容

支援単価=15,000円/ha

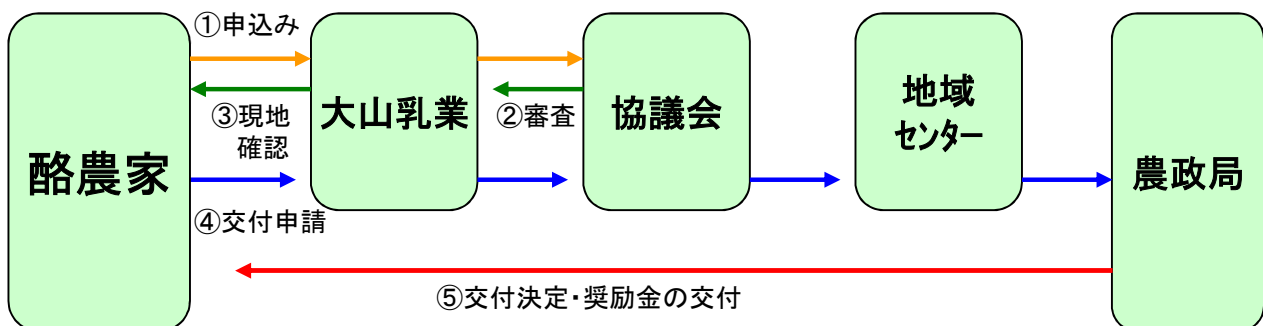
○主な要件

- ①堆肥の適正還元の実施 ②耕畜連携の取組 ③不耕起栽培の実施 ④放牧の実施
- ⑤無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施 ⑥パーラー排水等の雑排水処理の高度化
- ⑦メタン発酵等によるエネルギー利用 ⑧冷温ヒートポンプ等の導入
- ⑨サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施
- ⑩副産物の利用による装置の適正管理
- ⑪環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産※

※⑪は別に定める5つの条件から一つを選択

※上記の中から2つ以上分の取組を選択し実施が条件。

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

中国四国農政局鳥取地域センター

0857-22-3154

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0857-26-7291

次世代につなぐ酪農支援事業 ～畜建連携自給飼料作モデル実証事業～

○事業の目的

酪農家等が組織する農作業受託組織で、飼料収穫作業等を県内の建設業者等に委託することが実際に可能か実証する。

○事業対象

酪農家等が組織する農作業受託組織



○支援の内容

農作業受託組織が県内建設業者等に委託する際、技術習得の研修費やほ場等の補修経費の1/2を助成する。

モデル実証 2組織

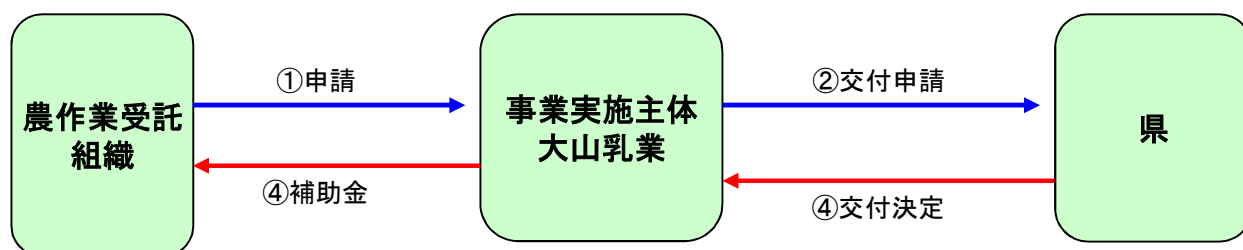
1組織 上限1,000千円

○補助対象経費

- ・ 県内業者の自給飼料生産技術習得に係る研修費
- ・ 貯蔵調整作業技術習得に係る研修費
- ・ ほ場・バンカーサイロ等の補修に係る経費



○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

大山乳業農業協同組合酪農指導部
農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0858-52-2221
0857-26-7291

次世代につなぐ酪農支援事業 ～担い手施設整備対策事業～

○事業の目的

酪農の担い手農家が、増頭するための牛舎の増改築や乳牛導入、または生産性を向上させるための整備を助成する。

○支援の内容

①増頭対策支援

- 事業対象 : 就農後概ね10年以下かつ45歳未満の後継者が従事する酪農経営体
- 事業内容 : 牛舎増改築とそれに伴う堆肥舎整備及び搾乳施設整備への助成
- 増頭要件 : 基準年の成牛頭数に対し20%かつ10頭以上の増頭

②生産性向上支援

- 事業対象 : 45歳未満の担い手が経営または従事する酪農経営体
- 事業内容 : 生産性の向上及び省エネルギーに資する整備への助成
(牛床マット、飼槽改善、発情発見器、自動給餌器等)

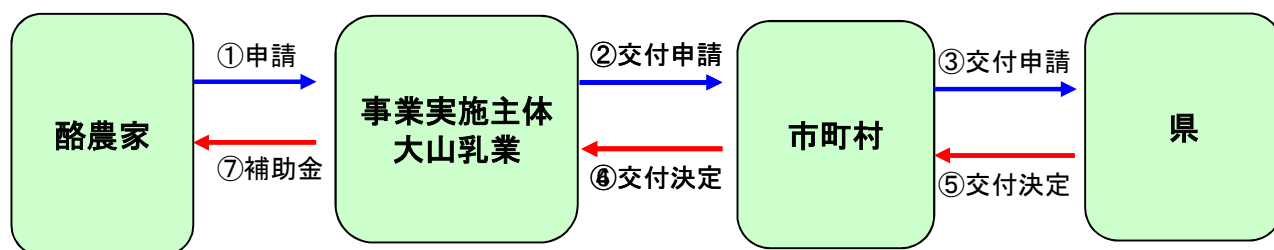


○補助率

県1/3、市町村1/6

1戸あたり事業費上限 : ①30,000千円、②3,000千円

○事業の流れ



📞 問い合わせ先 📞

大山乳業農業協同組合酪農指導部
農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0858-52-2221
0857-26-7291

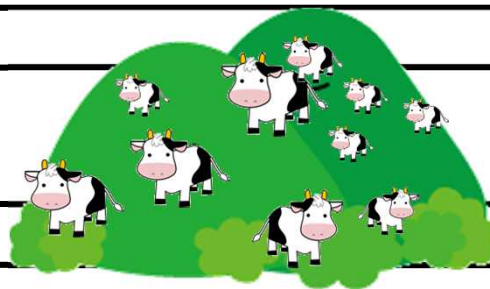
がんばる酪農支援事業 ～乳牛緊急増頭事業～

○事業の目的

平成30年度に鳥取県の生乳生産量を62,000tにするため、大山乳業農協が緊急的に乳用牛を導入する事業に対し融資する

○事業対象

大山乳業農業協同組合



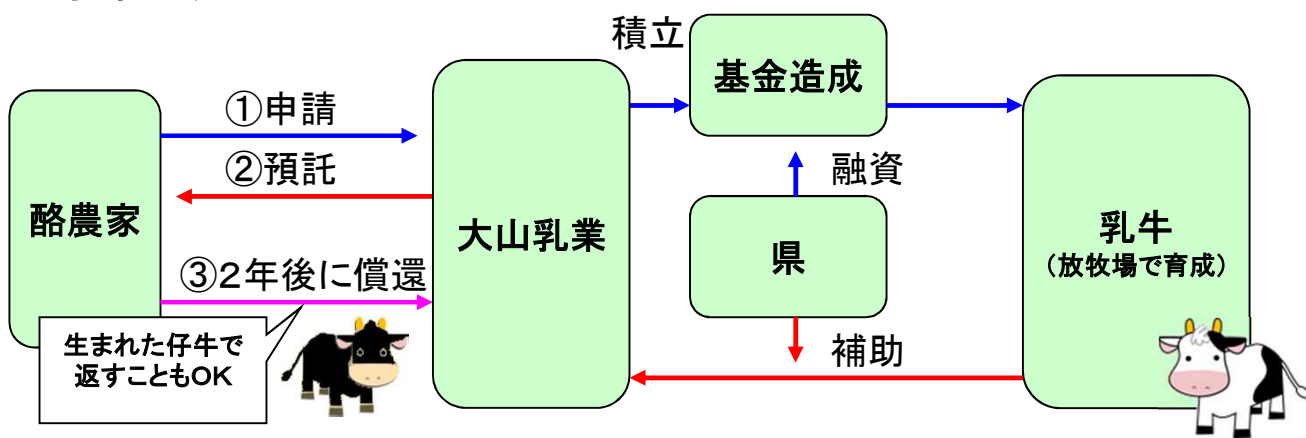
○支援の内容

大山乳業農業協同組合が乳用種育成牛を県外等から購入し、育成後農家に預託貸付する。育成中の事故等で育成費増加分と二回目分娩にかかる受精卵移植費等の費用増加分について、経費の1/2を助成する。

○主要要件

大山乳業が預託貸付する酪農家が、増頭に取り組む農家であること
(更新は不可)

○事業の流れ



📞 問い合わせ先 📞

大山乳業農業協同組合酪農指導部
鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0858-52-2221
0857-26-7291

第11回全共出品対策事業

○事業の目的

県内の和子牛の市場価値や「鳥取和牛肉」ブランドを高めるため、第10回全共の反省を活かした効率的な「牛つくり」や若い生産者を中心に取組農家を推進する「人つくり」「組織つくり」によって、第10回全共をさらに上回る成績を目指すと共に、その取組を通じて生産基盤を強化・拡大していくなど鳥取県の和牛振興を図る。

○対象者

第11回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会
(事業実施主体)
各地域出品対策協議会、和牛繁殖・肥育農家

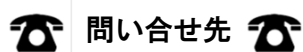
○補助率

県1/2、JAグループ及び生産者1/2



○支援の内容

	事業名	事業実施主体	内 容
1	地域出品対策協議会活動費	第11回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会	地域の出品対策協議会開催経費及び各地区で行う技術研修会の支援
2	指定交配費		出品候補牛作出のための人工授精代金の助成(5,000円/頭)
3	採卵協力費		出品候補牛作出のための優秀な供卵牛からの採卵経費助成(165千円/頭)
4	事前短期肥育協力費		事前短期肥育試験牛を飼養する肥育農家への助成(45千円/頭)
5	生産振興大会開催経費		肉用牛生産振興大会開催に要する経費の助成
6	若手後継者技術向上研修費		若手後継者育成のための技術研修費等の助成
7	事務局運営経費		全共推進委員会、出品対策部会の開催に要する経費の助成



農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当 0857-26-7290

「鳥取和牛オレイン55」ブランド向上推進事業

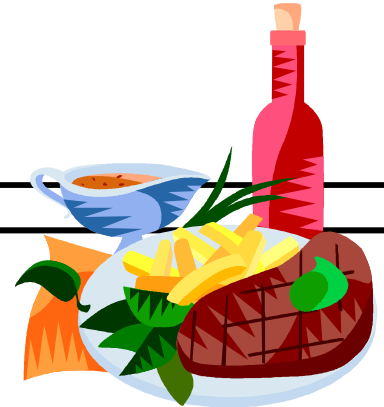


○事業の目的

「鳥取和牛オレイン55」の生産頭数を増加させるため、繁殖雌牛のオレイン酸能力改良のための雌牛導入、オレイン酸能力の高い肥育素牛の導入等に支援を行い、生産頭数増加のための体制整備を行う。

○事業対象

- ①オレイン酸能力の高い雌牛を導入したい方
- ②オレイン酸能力の高い雌牛を県外から導入したい方
- ③オレイン酸能力の高い肥育素牛を導入したい方



○補助金額・補助率

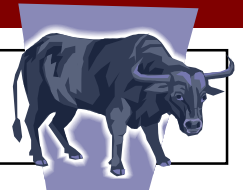
- ①オレイン酸能力向上対策
能力に応じて95,000円以内/頭
40,000円以内/頭
20,000円以内/頭
- ②県外雌子牛導入推進 95,000円以内/頭
- ③「鳥取和牛オレイン55」増産対策（肥育素牛支援） 40,000円以内/頭

○主な内容及び要件

区分	事業名	内容	要件
①	オレイン酸能力向上対策	オレイン酸高能力雌子牛を繁殖雌牛として導入する経費の一部を助成する。	・オレイン酸の期待育種価が県内上位である雌牛 ・脂肪交雑、ロース芯面積の期待育種価が県内上位である雌牛 ・導入後5年間保留すること
②	県外雌子牛導入推進	オレイン酸高能力雌子牛を県外セリ市場から繁殖雌牛として導入する経費の一部を助成する。	・オレイン酸の能力が高いと見込まれ、産肉能力が当該購入県の上位1/4以内である雌牛 ・導入後5年間保留すること
③	鳥取和牛オレイン55増産対策	高いオレイン酸含量と脂肪交雑が期待できる肥育素牛を導入する経費の一部を助成する。	・オレイン酸の期待育種価が県内上位である肥育素牛 ・脂肪交雑の期待育種価が県内上位である肥育素牛 ・オレイン55を認定する市場へ出荷すること

☎ 問い合わせ先 農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当 0857-26-7829

和牛増頭対策推進事業

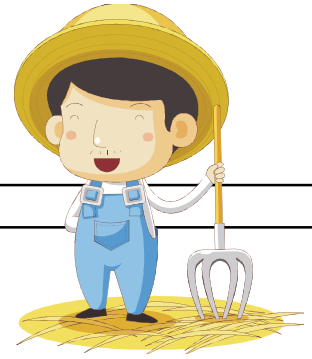


●事業の目的

和牛の新規参入者の育成確保、担い手農家の規模拡大、和牛経営の体質強化を図るための施策を実施する。

●事業対象

- ①和牛の増頭をしたい方
- ②新しく繁殖和牛の経営をはじめたい方
- ③和牛のぬれ子の哺育育成をしたい方
- ④和牛受精卵を活用したい方
- ⑤放牧場での和牛受精卵移植を活用したい方
- ⑥鳥取独自の和牛を飼養している方



●補助金額・補助率

- ①担い手施設整備支援：県1/3、市町村1/6
- ②新規参入円滑化支援：県1/3、市町村1/6
- ③「和牛の保育園」推進対策：県1/2
- ④受精卵移植技術利用促進：県定額2,500円/頭（初回のみ）
- ⑤放牧場受精卵移植拡大対策：受精卵購入助成 県1/4 10,000円以内/卵、採卵助成 10,500円以内/回
- ⑥種牛性を持った鳥取独自の系統保留支援：県定額125,000円/頭

●主な内容及び要件

区分	事業名	事業内容	要件
①	担い手施設整備支援	増頭のための牛舎整備	牛舎の増築又は新築あるいは空き牛舎の改築にかかる整備費に対する助成 繁殖牛舎 繁殖牛の飼養頭数の30%以上の増頭を行うための牛舎整備。ただし最低限5頭以上の増頭を条件とする。 肥育牛舎 肥育牛舎の飼養頭数の20%以上の増頭を行うための牛舎整備。ただし最低限10頭以上の増頭を条件とする。
		増頭に伴う堆肥舎整備	増頭に伴う堆肥舎の整備費に対する助成 増頭後の規模が10頭以上となる農家
②	新規参入円滑化支援	施設整備	繁殖経営への新規参入者の畜舎・堆肥舎等の整備に対する助成 規模が15頭未満
		雌牛導入	繁殖経営への新規参入者の繁殖雌牛の導入に対する助成 規模が15頭未満 導入後5年間保留すること
③	「和牛の保育園」推進対策	和子牛を育成するための牛舎の整備に対する助成	酪農家が受精卵移植を活用して生産した和子牛を育成するための施設であること 育成した和子牛は原則として子牛市場に上場すること
④	受精卵移植技術利用促進	受精卵移植によって、和子牛の生産拡大、雌牛の改良を図るため、受精卵の移植経費に対して助成	登記可能な和牛受精卵であること 移植証明書、移植料の証拠書類
⑤	放牧場和牛受精卵移植拡大対策	受精卵購入	鳥取県畜産振興協会が管理する放牧場で、乳用育成牛へ移植する和牛受精卵の購入に対する助成 鳥取県畜産振興協会が管理する放牧場で乳用育成牛に移植される和牛受精卵であること
		採卵	鳥取県畜産振興協会が実施する和牛受精卵の採卵に対する助成 鳥取県畜産振興協会が実施する和牛受精卵の採卵であること
⑥	種牛性を持った鳥取独自の系統保留支援	鳥取県独自の系統の雌牛の体内受精卵を採取した場合、協力費として一定額助成	鳥取県和牛育種組合が指定した雌牛であること 鳥取県和牛育種組合が指定した種雄牛を交配すること



問い合わせ先

農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当

0857-26-7829

肉用牛肥育経営安定対策事業

○事業の目的

牛枝肉価格が著しく低下した場合に、補てん金を交付して肉用牛肥育経営の安定を図る。



○事業対象

肉用牛肥育経営者（※大企業は除く）

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

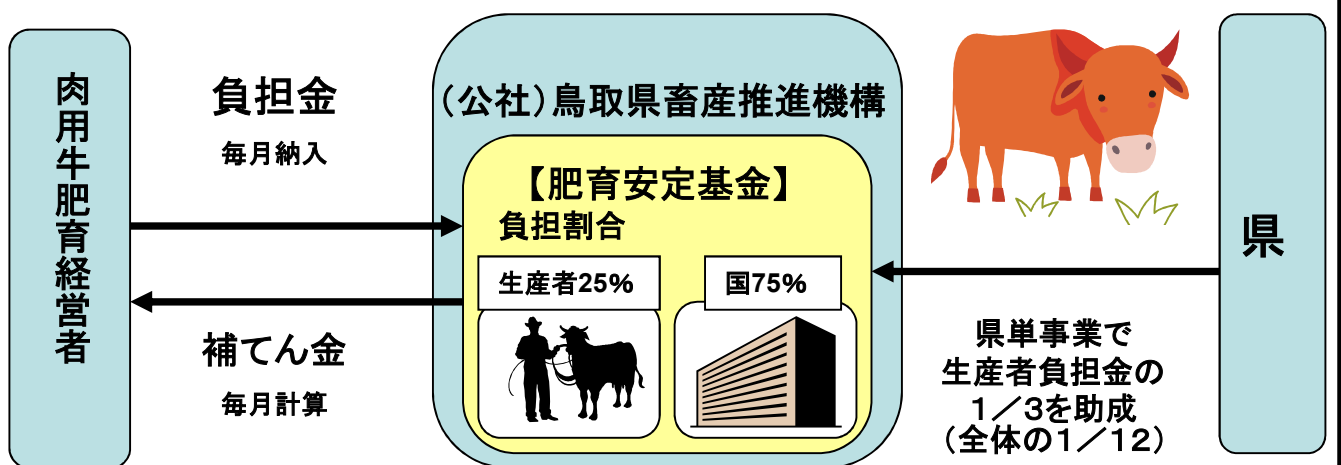
○支援の内容

四半期（又は1カ月）の肥育牛1頭あたりの粗収益（全国平均）が生産費（全国平均）を下回った場合に補てん金を交付する。

○主な要件

- ①原則として配合飼料価格安定基金への継続加入が必要
- ②業務対象年間は平成25年～平成27年度の3年間で、新規に肉用牛肥育経営を開始する生産者以外は途中加入不可

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

(公社) 鳥取県畜産推進機構

農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当

0857-21-2756

0857-26-7290

肉用子牛価格安定対策事業

○事業の目的

子牛価格が低落した場合に、補給金を交付して生産者の畜産経営の安定継続を図る。



○事業対象

肉用子牛生産者及び法人（※大企業は除く）
 ※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

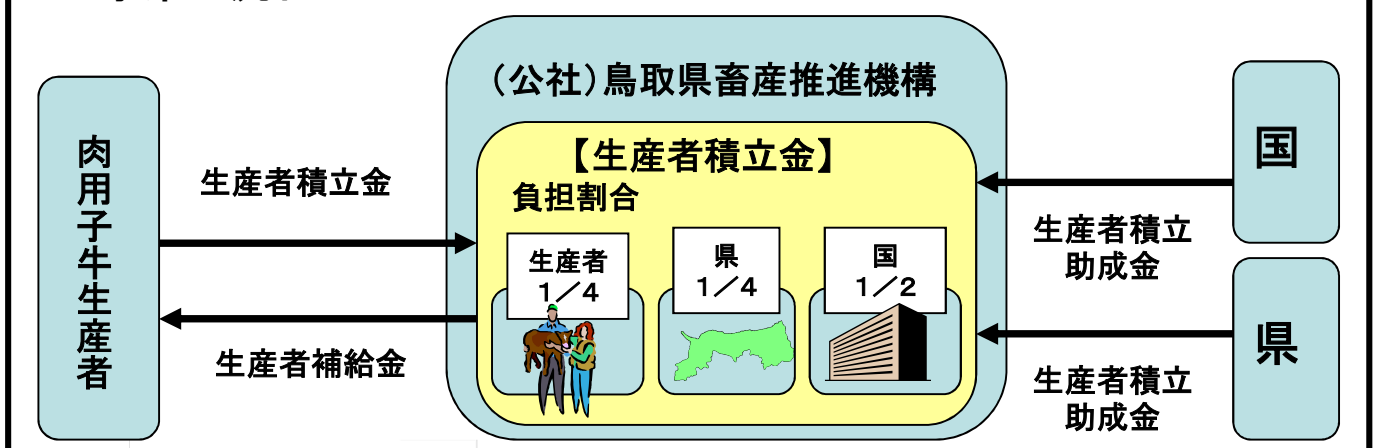
○支援の内容

肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎）が毎年決定する保証基準価格・合理化目標価格を下回った場合に、その期間中に子牛を販売、または自家保留していれば補給金を交付する。

○主な要件

- ①生産者と（公社）鳥取県畜産推進機構との間で「肉用子牛生産者補給金交付契約が必要。
- ②指定協会に対し満2カ月齢に達する日までに登録個体の申込を行い、負担金を納入すること。

○事業の流れ



問い合わせ先



（公社）鳥取県畜産推進機構

農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当

0857-21-2775

0857-26-7290

鳥取地どりブランド生産拡大支援事業

○事業の目的

鳥取地どりの生産振興とブランド化を推進することを目的として交付する。

○事業対象

鳥取地どり生産者

○支援の内容

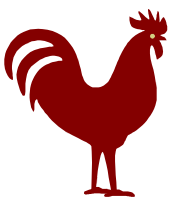
- ①鳥取地どりの生産に必要な飼養施設、排せつ物処理施設等
- ②鳥取地どりの生産性を向上させるため、飼養環境の向上、飼料費の低減、労働力の軽減、排せつ物の適正な処理等に資する機械

○補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/3を補助する。

【補助上限額】①総事業費が1億円を超えるもので、3人以上の新規雇用を伴う場合にあっては 1/10以内

②上記①以外の場合は1/3以内（ただし、法人、認定農業者または認定就農者の場合の補助限度額は1千万円、その他の個人または任意団体の場合の補助限度額は200万円とする。）



○主な要件

- ①施設整備：鳥取地どりの生産規模拡大を行う者又は生産を開始する者
- ②機械整備：鳥取地どりを生産する者又は生産を開始する者

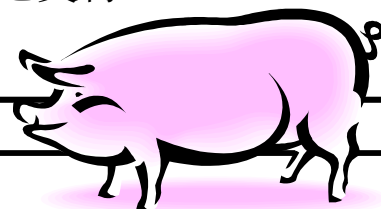
 問い合わせ先 

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7831

養豚経営安定対策事業

○事業の目的

豚枝肉平均価格が著しく低下した場合に、補填金を交付して養豚経営の安定を図る。



○事業対象

養豚経営者（※大企業は除く）

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300名を超えている会社

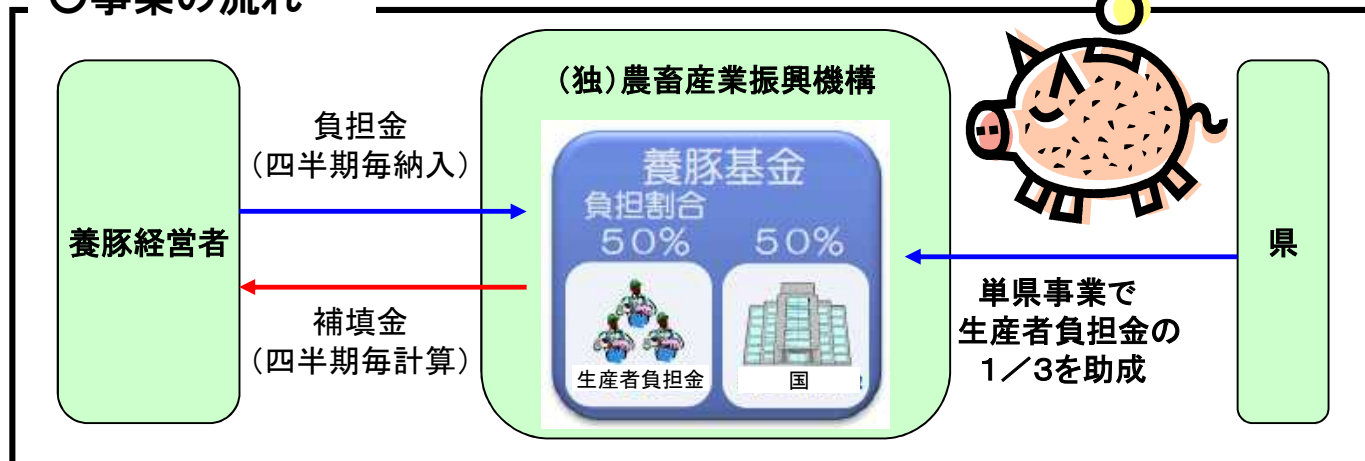
○支援の内容

粗収益が生産コストを下回った場合に補填金を交付する。

○主な要件

- ① 耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする養豚経営者
- ② 原則として配合飼料価格安定基金への継続加入が必要
- ③ 業務対象年間は平成23～平成28年度の6年間で、新規に養豚経営を開始する生産者以外は途中加入不可

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

(社)鳥取県畜産推進機構
鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0857-21-2775
0857-26-7831

ブランド豚生産拡大支援事業

○事業の目的

ブランド豚の生産を拡大するため、種豚導入を行う生産者に対して支援を行う

○事業対象

養豚経営者等

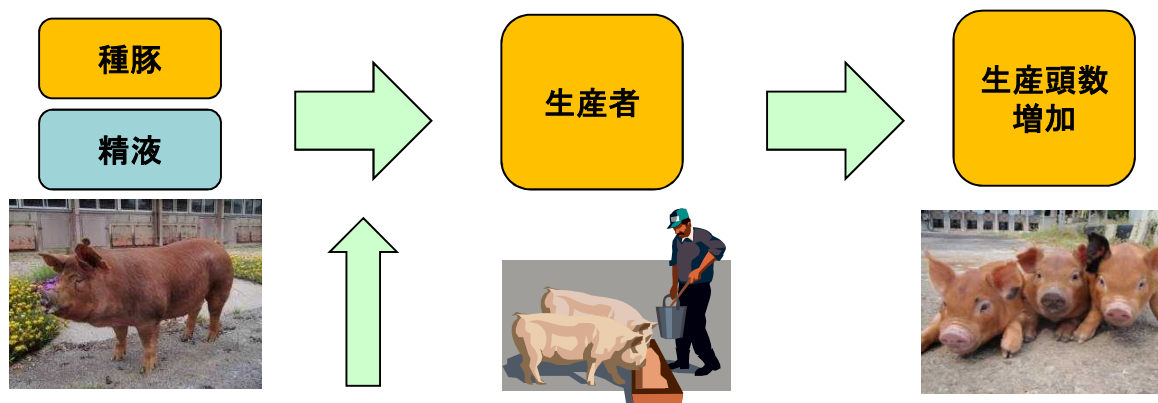
○支援の内容

県が作出した豚を元に生産された豚で、新たにブランド豚の生産に取り組む生産者、またはブランド豚の増頭を図る生産者に対して、種豚経費等の一部を助成

○補助内容及び補助率

- ①ブランド豚の生産又は種豚生産のため、種豚の導入経費の1/2を助成
- ②ブランド豚の生産又は種豚生産のため、精液の購入経費の1/2を助成

○事業の流れ



単県事業で1/2を助成

☎ 問い合わせ先 ☎

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7831